

## 登別市集会施設運営連絡協議会要綱

### (設置)

第1条 市民又は市民団体の集会活動並びに文化及びサークル活動などの利用に供する目的をもって設置された施設の適正な運営を図るため、登別市集会施設運営連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調整し、及び協議する。

- (1) 使用料の改正に関する事項
- (2) 施設の管理に関する事項
- (3) 減免の統一的な基準及び手続きに関する事項
- (4) 利用団体等の活動に関する事項
- (5) その他適正な運営を図るために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、行政経営グループを所管する総務部次長をもって充てる。

3 委員は、次の施設を所管するグループの総括主幹等及び委員長が指定する者をもって充てる。

若草つどいセンター、市民活動センター、鉄南ふれあいセンター、登別温泉ふれあいセンター、児童館、総合福祉センター、婦人センター、労働福祉センター、札内高原館、市民会館、鷺別公民館、登別公民館、登別温泉公民館、のぼりべつ文化交流館
---

4 協議会の事務局は、総務部に置く。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。